

第86期 中間決算公告

茨城県土浦市中央二丁目11番7号
株式会社 関東つくば銀行
取締役頭取 木村 興三

第86期中（平成21年9月30日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	73,254	預 金	1,211,017
コールローン	40,000	債券貸借取引受入担保金	20,000
買入金銭債権	1,008	借 用 金	11,020
商品有価証券	210	外 国 為 替	39
金銭の信託	2,998	社 債	5,340
有 価 証 券	221,087	そ の 他 負 債	7,499
貸 出 金	941,565	未 払 法 人 税 等	88
外 国 為 替	4,064	そ の 他 の 負 債	7,411
そ の 他 資 産	11,607	賞 与 引 当 金	434
有形固定資産	7,623	退 職 給 付 引 当 金	2,692
無形固定資産	2,640	役員退職慰労引当金	109
繰延税金資産	9,256	睡眠預金払戻損失引当金	235
支払承諾見返	4,951	偶発損失引当金	428
貸倒引当金	△ 19,059	再評価に係る繰延税金負債	626
		支 払 承 諾	4,951
		負 債 の 部 合 計	1,264,393
		（純資産の部）	
		資 本 金	31,368
		資 本 剰 余 金	9,376
		資 本 準 備 金	9,376
		利 益 剰 余 金	525
		そ の 他 利 益 剰 余 金	525
		繰越利益剰余金	525
		自 己 株 式	△ 261
		株 主 資 本 合 計	41,009
		その他有価証券評価差額金	△ 4,114
		繰延ヘッジ損益	△ 309
		土地再評価差額金	229
		評価・換算差額等合計	△ 4,195
		純 資 産 の 部 合 計	36,813
資 産 の 部 合 計	1,301,207	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,301,207

第86期中

〔平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで〕

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		16,657
資 金 運 用 収 益	12,314	
(うち貸出金利息)	(10,379)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,283)	
役 務 取 引 等 収 益	2,533	
そ の 他 業 務 収 益	1,031	
そ の 他 経 常 収 益	778	
経 常 費 用		16,351
資 金 調 達 費 用	2,161	
(うち預金利息)	(1,614)	
役 務 取 引 等 費 用	1,081	
そ の 他 業 務 費 用	751	
営 業 経 費	10,046	
そ の 他 経 常 費 用	2,310	
経 常 利 益		306
特 別 利 益		581
特 別 損 失		360
税 引 前 中 間 純 利 益		528
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	23	
法 人 税 等 調 整 額	128	
法 人 税 等 合 計		151
中 間 純 利 益		376

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年 ～ 47年
そ の 他	3年 ～ 15年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,814百万円であります。
 - 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理
----------	--

(会計基準変更時差異の償却期間)
なお、会計基準変更時差異（6,429百万円）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、10年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
 - 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 608百万円
2. 賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、国債に1,725百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,334百万円、延滞債権額は38,173百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は119百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,783百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は46,411百万円であります。
なお、3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 住宅ローン債権証券化（RMB S－Residential Mortgage Backed Securities）により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間期末残高は、52,738百万円であります。なお、当行はRMB Sの劣後受益権26,941百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に24,067百万円、現金準備金として現金預け金中の「預け金」に2,873百万円を計上しております。
8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,269百万円であります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 59,687百万円
担保資産に対応する債務
預金 1,460百万円
債券貸借取引受入担保金 20,000百万円
上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券38,220百万円を差し入れております。子法人等の借入金の担保として、有価証券1,725百万円を差し入れております。
また、その他の資産等のうち保証金は3,228百万円であります。
10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、260,594百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが23,650百万円あります。
なお、これらの契約は、融資実行されずに終了するものも含まれているため、融資未実行残高高のものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。
12. 有形固定資産の減価償却累計額 10,313百万円
13. 借入金は全額他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
14. 社債は全額劣後特約付社債であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,441百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 601円97銭

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却287百万円、株式等償却111百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 6円67銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 6円37銭
4. 「特別利益」には、退職給付信託設定益73百万円、固定資産受贈益55百万円を含んでおります。
5. 当中間会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額314百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
茨城県内	営業店舗 16カ店	土地及び建物等	301 (土地 256、建物 31、その他 13)
	遊休資産 5カ所	土地	3 (土地 3)
茨城県外	営業店舗 1カ店	土地	9 (土地 9)
	遊休資産 2カ所	土地及び建物	0 (土地 0、建物 0)
合 計			314 (土地 270、建物 31、その他 13)

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店にグルーピング）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。

(回収可能価額)

当中間会計期間において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘 要
自 己 株 式					
普通株式	192	1	0	194	(注) 1、2
優先株式	2	-	2	-	(注) 3
合 計	194	1	2	194	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。
3. 優先株式の自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
地方債	986	973	△ 13
その他	1,000	731	△ 268
外国債券	1,000	731	△ 268
合計	1,986	1,704	△ 281

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	7,852	6,439	△ 1,413
債券	156,561	157,015	453
国債	94,947	95,227	280
地方債	2,217	2,244	27
社債	59,397	59,543	146
その他	53,925	50,770	△ 3,154
外国債券	31,963	31,787	△ 176
その他	21,961	18,983	△ 2,977
合計	218,339	214,225	△ 4,114

- (注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
- 当中間期における減損処理額は、668百万円(うち、株式111百万円、その他557百万円)であります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、時価が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」は374百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定計数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	608
その他有価証券	
非上場株式	1,908
事業債私募債	2,441
その他	663

(金銭の信託関係)

金銭の信託は運用目的の金銭の信託であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	17,596 百万円
繰越欠損金	3,704
有価証券償却	3,171
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,604
減価償却超過額	410
その他有価証券評価差額金	1,978
賞与引当金損金算入限度超過額	175
未収利息不計上額	110
その他	1,217
繰延税金資産小計	29,967
評価性引当額	△ 20,258
繰延税金資産合計	9,708
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△ 136
その他有価証券評価差額金	△ 316
繰延税金負債合計	△ 452
繰延税金資産の純額	9,256 百万円

中間連結貸借対照表（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	75,255	預 金	1,205,904
コールローン及び買入手形	40,000	債券貸借取引受入担保金	20,000
買入金銭債権	1,008	借 用 金	11,773
商品有価証券	210	外 国 為 替	39
金銭の信託	2,998	社 債	5,340
有 価 証 券	220,983	そ の 他 負 債	12,694
貸 出 金	939,214	賞 与 引 当 金	456
外 国 為 替	4,064	退 職 給 付 引 当 金	2,739
リース債権及びリース投資資産	4,277	役員退職慰労引当金	126
そ の 他 資 産	12,826	睡眠預金払戻損失引当金	235
有形固定資産	8,087	偶 発 損 失 引 当 金	428
無形固定資産	2,725	再評価に係る繰延税金負債	626
繰延税金資産	9,338	支 払 承 諾	33,636
支払承諾見返	33,636	負 債 の 部 合 計	1,294,001
貸倒引当金	△ 22,820	(純資産の部)	
		資 本 金	31,368
		資 本 剰 余 金	9,376
		利 益 剰 余 金	1,243
		自 己 株 式	△ 261
		株 主 資 本 合 計	41,726
		その他有価証券評価差額金	△ 4,114
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 309
		土 地 再 評 価 差 額 金	229
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 4,195
		少 数 株 主 持 分	273
		純 資 産 の 部 合 計	37,805
資 産 の 部 合 計	1,331,806	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,331,806

中間連結損益計算書 { 平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで }

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	18,276
資 金 運 用 収 益	12,286
(うち貸出金利息)	(10,331)
(うち有価証券利息配当金)	(1,285)
役 務 取 引 等 収 益	2,760
そ の 他 業 務 収 益	1,029
そ の 他 経 常 収 益	2,200
経 常 費 用	17,732
資 金 調 達 費 用	2,167
(うち預金利息)	(1,607)
役 務 取 引 等 費 用	983
そ の 他 業 務 費 用	751
営 業 経 費	10,116
そ の 他 経 常 費 用	3,713
経 常 利 益	543
特 別 利 益	581
特 別 損 失	360
税金等調整前中間純利益	764
法人税、住民税及び事業税	78
法人税等調整額	103
法人税等合計	182
少数株主利益	41
中間純利益	540

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 6社
- 会社名
- 関銀ビジネスサービス株式会社
 - かんぎん不動産調査株式会社
 - 関銀オフィスサービス株式会社
 - 関東信用保証株式会社
 - 関銀コンピュータサービス株式会社
 - 関東リース株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

4. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

該当ありません。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～47年
その他	3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,814百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

- (7) 退職給付引当金の計上基準
 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理
 （会計基準変更時差異の償却期間）
 なお、会計基準変更時差異（6,429百万円）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
- (8) 役員退職慰労引当金の計上基準
 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (10) 偶発損失引当金の計上基準
 偶発損失引当金は、信用保証協会保証付の融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (11) 外貨建資産・負債の換算基準
 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (12) リース取引の処理方法
 （借主側）
 当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 （貸主側）
 リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における「リース資産」の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。
 なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は33百万円増加しております。
- (13) 重要なヘッジ会計の方法
 金利リスク・ヘッジ
 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。
- (14) 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

6. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日銀当座預け金、当座預け金、普通預け金であります。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

- 貸出金のうち、破綻先債権額は6,722百万円、延滞債権額は39,676百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は119百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,783百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,301百万円であります。
 なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 住宅ローン債権証券化（RMBS - Residential Mortgage Backed Securities）により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は、52,738百万円であります。なお、当行はRMBSの劣後受益権26,941百万円を継続保有し、「貸出金」に24,067百万円、現金準備金として「現金預け金」に2,873百万円を計上しております。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、

荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,269百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	61,413百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,460百万円
債券貸借取引受入担保金	20,000百万円
借入金	753百万円

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券38,220百万円を差し入れております。

また、その他資産等のうち保証金は3,232百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は258,254百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが21,310百万円あります。

なお、これらの契約は、融資実行されずに終了するものも含まれているため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 10,863百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,020百万円が含まれております。
12. 社債は全額劣後特約付社債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,441百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 614円69銭

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却292百万円、株式等償却111百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 9円59銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 9円16銭
4. 「特別利益」には、退職給付信託設定益73百万円、固定資産受贈益55百万円を含んでおります。
5. 当中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額314百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)	
茨城県内	営業店舗16ヵ店	土地及び建物等	301	(土地 256、建物 31 その他13)
	遊休資産5ヵ所	土地	3	(土地 3)
茨城県外	営業店舗1ヵ店	土地	9	(土地 9)
	遊休資産2ヵ所	土地及び建物	0	(土地 0、建物 0)
合 計			314	(土地 270、建物 31、その他 13)

（グルーピングの方法）

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店にグルーピング）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結子会社については、各社を一つの単位としております。

（回収可能価額）

当中間連結会計期間において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	直前連結会計 年度末株式数	当中間連結 会計期間 増加株式数	当中間連結 会計期間 減少株式数	当中間連結 会計期間末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	56,583	-	-	56,583	
優先株式	958	-	2	956	(注) 1
合 計	57,541	-	2	57,539	
自己株式					
普通株式	192	1	0	194	(注) 2、3
優先株式	2	-	2	-	(注) 4
合 計	194	1	2	194	

- (注) 1. 優先株式の発行済株式総数の減少は、消却による減少であります。
 2. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 3. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。
 4. 優先株式の自己株式の減少は、取得した自己株式の消却に伴う減少であります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定		75,255 百万円
通知預け金	△	17 百万円
定期預け金	△	13,003 百万円
その他の預け金	△	5,052 百万円
現金及び現金同等物		57,182 百万円

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	503	516	12
地方債	986	973	△ 13
その他	1,000	731	△ 268
外国債券	1,000	731	△ 268
合計	2,489	2,220	△ 269

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	7,852	6,439	△ 1,413
債券	156,561	157,015	453
国債	94,947	95,227	280
地方債	2,217	2,244	27
社債	59,397	59,543	146
その他	53,925	50,770	△ 3,154
外国債券	31,963	31,787	△ 176
その他	21,961	18,983	△ 2,977
合計	218,339	214,225	△ 4,114

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、668百万円(うち、株式111百万円、その他557百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した銘柄については、一律減損処理を行い、また、時価が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」は374百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定計数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,908
事業債私募債	2,441
その他	663

(金銭の信託関係)

金銭の信託は運用目的の金銭の信託であります。